

令和6年6月富山県議会定例会議案

令和6年6月富山県議会定例会議案目次

議案第 95 号	令和6年度富山県一般会計補正予算（第2号）	1
議案第 96 号	令和6年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第1号）	7
議案第 97 号	富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例一部改正の件	11
議案第 98 号	富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件	13
議案第 99 号	富山県税条例一部改正の件	14
議案第 100 号	過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件	18
議案第 101 号	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	20
議案第 102 号	富山県富山空港条例一部改正の件	22
議案第 103 号	富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例一部改正の件	25
議案第 104 号	工事請負契約変更に関する件（主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（2工区）工事）	34
報告第 3 号	地方自治法第179条による専決処分の件	35
	富山県税条例一部改正の件	36
	過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件	38
	損害賠償に係る和解に関する件	39
報告第 4 号	地方自治法第180条による専決処分の件	41
	損害賠償に係る和解に関する件	42
報告第 5 号	令和5年度富山県継続費繰越計算書	44
報告第 6 号	令和5年度富山県繰越明許費繰越計算書	45
報告第 7 号	令和5年度富山県事故繰越し繰越計算書	61
報告第 8 号	令和5年度富山県病院事業会計予算繰越計算書	64
報告第 9 号	令和5年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書	66
報告第 10 号	令和5年度富山県電気事業会計予算繰越計算書	68
報告第 11 号	令和5年度富山県水道事業会計予算繰越計算書	70
報告第 12 号	令和5年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書	72

議案第 95 号

令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度富山県の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,961,657 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 618,808,188 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		58,060,081	1,985,987	60,046,068
	1 国庫負担金	20,685,300	1,017,600	21,702,900
	2 国庫補助金	36,445,735	893,387	37,339,122
	3 委託金	929,046	75,000	1,004,046
12 繰入金		23,797,058	1,137,877	24,934,935
	2 基金繰入金	16,714,571	1,137,877	17,852,448
14 諸収入		105,566,791	109,893	105,676,684
	5 受託事業収入	159,424	3,000	162,424
	7 雑収入	4,709,134	106,893	4,816,027
15 県債		44,434,600	1,727,900	46,162,500
	1 県債	44,434,600	1,727,900	46,162,500
補正されなかった款項に係る額		381,988,001		381,988,001
歳入合計		613,846,531	4,961,657	618,808,188
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		25,899,094	178,410	26,077,504

	1 総務管理費	10,364,649	178,410	10,543,059
3 民生費		53,726,810	18,331	53,745,141
	1 社会福祉費	36,913,835	10,279	36,924,114
	2 児童福祉費	16,433,975	8,052	16,442,027
4 衛生費		35,979,842	256	35,980,098
	4 医務費	5,166,211	256	5,166,467
6 農林水産業費		33,244,145	914,415	34,158,560
	1 農業費	7,398,807	2,000	7,400,807
	4 林業費	7,308,800	125,400	7,434,200
	5 水産業費	1,987,686	787,015	2,774,701
7 商工費		101,002,390	95,183	101,097,573
	3 観光費	1,504,443	95,183	1,599,626
8 土木費		61,381,611	1,900,443	63,282,054
	1 土木管理費	1,167,638	414	1,168,052
	2 道路橋りょう費	28,391,719	702,272	29,093,991
	3 河川海岸費	17,044,204	25,700	17,069,904
	4 港湾費	5,011,283	197,435	5,208,718
	6 住宅費	2,519,996	974,622	3,494,618
9 警察費		26,380,878	70,000	26,450,878

	1 警 察 管 理 費	25,631,933	70,000	25,701,933
10 教 育 費		109,141,516	28,715	109,170,231
	1 教 育 総 務 費	11,226,965	15,500	11,242,465
	6 大 学 費	5,011,630	3,215	5,014,845
	7 社 会 教 育 費	3,379,905	10,000	3,389,905
11 災 害 復 旧 費		5,015,893	1,755,904	6,771,797
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,537,783	1,755,904	5,293,687
補正されなかった款項に係る額		162,074,352		162,074,352
歳 出 合 計		613,846,531	4,961,657	618,808,188

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	3,567,000		3,567,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	11,000		11,000			
緊急防災・減災費	1,118,000		1,118,000			
並行在来線費	35,000		35,000			
公事共等補助費	14,520,000	228,000	14,748,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	10,046,000		10,046,000			
公園整備事業費	396,000		396,000			
公営住宅建設費	72,000		72,000			
地方道整備費	2,938,000		2,938,000			
自然災害防止費	1,904,000		1,904,000			
警察施設整備費	239,000		239,000			
高等学校整備費	2,998,000		2,998,000			
臨時高等学校費	431,000		431,000			
特別支援学校費	364,000		364,000			
地域活性化費	397,000		397,000			

施設整備補助費	329,000		329,000			
補助直轄災害復旧事業費	1,498,600	549,700	2,048,300			
単独災害復旧費	61,000	950,200	1,011,200			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
退職手当債	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	1,500,000		1,500,000			
計	44,434,600	1,727,900	46,162,500			

議案第 96 号

令和 6 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 433,985 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,126,353 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		343,453	7,385	350,838
	1 使用料	343,453	7,385	350,838
2 繰入金		368,537	194,500	563,037
	1 一般会計繰入金	368,537	194,500	563,037
4 諸収入		149,377	37,600	186,977
	1 雑収入	149,377	37,600	186,977
5 県債		831,000	194,500	1,025,500
	1 県債	831,000	194,500	1,025,500
補正されなかった款項に係る額		1	/	1
歳入合計		1,692,368	433,985	2,126,353
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		1,692,368	433,985	2,126,353
	1 港湾費	1,692,368	433,985	2,126,353
歳出合計		1,692,368	433,985	2,126,353

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械運営事業	令和7年度	56,400

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	167,000		167,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
伏木富山港伏木 地区港湾関連 用地造成事業費	335,000		335,000			
伏木富山港新湊 地区港湾関連 用地造成事業費	104,000		104,000			
地方公営企業 災害復旧事業費		194,500	194,500			
借換債	225,000		225,000			
計	831,000	194,500	1,025,500			

議案第 97 号

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例
一部改正の件

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例
の一部を改正する条例

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定 1 回につき 11,000	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—
土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 1 条の 7 の 5 第 3 項第 2 号に規定する鑑定人	鑑定 1 回につき 11,000	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—

を

土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—
--------------------	--------------------------------	------	------------------------------	--------	--------	---

	考慮して収用 委員会が知事 と協議して定 める額					
土地収用法施行 令（昭和26年政 令第342号）第 1条の7の5第 3項第2号に規 定する鑑定人	鑑定に当たり 必要とした特 別の技能の程 度又はこれに 要した時間を 考慮して知事 が定める額	実費額等	2,200 （宿泊を 伴わない 場合には 3,300）	11,100	10,000	—

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「1,050円」を「1,620円」に改める。

第39条第2項第1号中「2,000円」を「2,160円」に改める。

附則第5項及び附則第9項中「840円」を「1,080円」に改める。

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第37条第2項、第39条第2項第1号、附則第5項及び附則第9項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（手当の内払）

- 2 職員が、この条例による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第37条の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた特殊現場作業手当は、改正後の条例第37条の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。
- 3 地方警察職員が、改正前の条例第39条の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた警察職員業務手当は、改正後の条例第39条の規定による警察職員業務手当の内払とみなす。

議案第 99 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県税条例（昭和 29 年富山県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 2 第 3 項中「同条第 14 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 5 条の 2 を附則第 5 条の 2 の 2 とし、附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第 5 条の 2 第 52 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 1 号イ中「1 億円以下のもの」とあるのは「1 億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第 6 条に規定する金額をいう。）が 10 億円を超えるものを除く。）」とする。

附則第 6 条の 5 第 1 項の表 1 の項中「船舶の使用者」を「船舶（令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定するものを除く。以下この項の右欄において同じ。）の使用者」に改め、同表 2 の項中「附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 2 項」に、「附則第 10 条の 2 の 2 第 2 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 3 項」に改め、同表 3 の項中「附則第 10 条の 2 の 2 第 3 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 4 項」に、「附則第 10 条の 2 の 2 第 4 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同表 4 の項中「附則第 10 条の 2 の 2 第 5 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 6 項」に、「附則第 10 条の 2 の 2 第 6 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項」に改め、同表 5 の項中「附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項」を「附則第 10 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附則第 16 条第 2 項中「第 4 項まで若しくは第 6 項から第 10 項までの」を「第 5 項まで若しくは第 7 項から第 11 項までの」に改める。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第10条の2に規定する金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令第10条の3に規定するものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもの

と当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの
(ア)に掲げる法人を除く。)

附則第5条の2中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第5条の2を附則第5条の2の2とし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の5第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(事業税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例(次項及び附則第4条において「新条例」という。)附則第5条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第4条において「1号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、1号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 1号施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日(以下この項において「公布日」という。)を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の富山県税条例第52条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る新条例附則第5条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度の開

始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の富山県税条例第52条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第6条の5第1項の規定は、1号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、1号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

議案第 100 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「平成29年 9 月 29 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に、「医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業」を「医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野」に、「（食料品・飲料製造関連産業）」を「（同条第 1 号に規定する農林漁業及びその関連業種）」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「平成29年 9 月 29 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「特定業務施設（同法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ）」を「同法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（次項において「特定業務施設等」という）」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（以下この項及び附則第 3 項において「改正後の条例」という。）第 3 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 4 条の

2の規定は令和6年4月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同法第6条に規定する同意基本計画の同意の日が平成29年9月29日から令和6年3月31日までの間である場合におけるこの条例による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第3条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第4条の2の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

議案第 101 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例等一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第 1 条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成24年富山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第47条第 2 項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正)

第 2 条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律に基づく認定の要件を定める条例(平成18年富山県条例第50号)の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 1 号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に
改める。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 3 条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成26年富山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第1号の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第1号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の表の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 102 号

富山県富山空港条例一部改正の件

富山県富山空港条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県富山空港条例の一部を改正する条例

富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条の次に次の4条を加える。

（公共施設等運営権の設定等）

第20条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいい、知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定することができる。

2 空港の運営等に係る選定事業者の選定を受けようとする民間事業者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

3 第1項の規定により運営権を設定することができる選定事業者の選定は、次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

- (1) 空港の運営等を実施することについて適正かつ確実な計画を有すること。
- (2) 空港の運営等を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

4 第1項の規定による運営権を有する者（以下「運営権者」という。）が行う空港の運営等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法令（条例及び規則を含む。）を遵守すること。
- (2) 運営権者の役員及び従業員並びにこれらの者であった者は、空港の運営等の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が定める基準

- 5 運営権者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 空港の運営等であつて、着陸料等（空港法（昭和31年法律第80号）第13条第1項に規定する着陸料等をいう。）を自らの収入として収受するものに係る業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が定める業務
- 6 前項の業務を行うため、この条例の規定（この条から第24条までの規定を除く。）の規定に基づく知事の権限は、運営権者が行うものとする。

（利用料金）

第21条 運営権に係る公共施設等運営事業（民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）を行う場合においては、当該公共施設等運営事業に係る施設の使用者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を運営権者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、利用料金に相当する使用料に係るこの条例の規定は、適用しない。
- 3 運営権者は、利用料金の一部又は全部を免除し、又は返還することができる。

（旅客取扱施設利用料）

第22条 運営権者は、航空旅客の取扱施設の利用に係る料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 運営権者は、前項の規定による承認を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、運営権者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

- 4 運営権者は、第2項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（運営権の移転の特例）

第23条 知事は、民間資金法第26条第2項の許可を行おうとする場合において、次に掲げる基準に適合するときは、同条第4項本文の議会の議決を要しないものと

する。

- (1) 運営権の移転を受ける者が、民間資金法第9条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 運営権の移転が実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に照らして適切なものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 103 号

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例一部改正
の件

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を次のように
改正する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を
改正する条例

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第 1 条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(占有の許可)

第 2 条の 2 法第 6 条第 1 項の規定により都市公園を占有しようとするときは、
知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占有の目的、
占有の期間、占有の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第 7 条第
2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、
規則で定めるところにより、第 7 条第 3 項に定める書類を添付し、当該事項を
記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。ただし、
その変更が、第 8 条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 知事は、第 1 項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を
及ぼさないと認められる場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができ
る。

5 知事は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条
件を付することができる。

第 3 条中「若しくは第 3 項の許可」の次に「(指定管理者が行った前条第 1 項

又は第3項の許可を含む。)」を加え、「前条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第5条の3を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第5条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

2 第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第5条の4中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第10条の2第1項中「第6条第1項」を「指定管理者から第2条第1項若しくは第3項の許可若しくは第2条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第6条第1項」に改め、「「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用料金を徴収する場合は、第9条の使用料を徴収しない。

第12条の2第1号中「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「許可」の次に「(第2条の2第1項又は第3項の許可を除く。)」を加える。

第15条各号列記以外の部分中「知事」の次に「(指定管理者による第2条の2第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者)」を加える。

第20条第1項第1号中「第3項(」の次に「第5条の3第2項又は」を加え、同項第3号中「第2項(」の次に「第5条の3第2項又は」を加え、「知事の」を削る。

別表第1を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第5条の3関係)

都市公園名	業務
富山県総合運動公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の

	徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県庁前公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県五福公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県岩瀬スポーツ公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県常願寺川公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県空港スポーツ緑地	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務

	(4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県富岩運河環水公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

別表第4の2の表を別表第4の4の表とし、別表第4の1の表を別表第4の3の表とし、同表の前に次の2表を加える。

1 第2条第1項（同項第6号を除く。）又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第2条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	36円（占用の期間が1月に満たない場合は39円60銭）

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第2条 富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(占用の許可)

第7条の2 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第12条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、第12条第3項に定める書類を添付し、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、第13条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

第8条中「若しくは第3項の許可」の次に「(指定管理者が行った前条第1項又は第3項の許可を含む。)」を加え、「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条の3を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第10条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の2の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

2 第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第15条の2第1項中「第11条第1項」を「指定管理者から第7条第1項若しくは第3項の許可若しくは第7条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第11条第1項」に改め、「及び第17条の3」を削り、「「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用料金を徴収する場合は、第14条の使用料を徴収しない。

第17条の2第1号中「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改める。

第17条の3各号列記以外の部分中「有料公園施設の利用の承認」を「第11条第1項の承認」に改め、同条第2号中「利用の承認」を「第11条第1項の承認」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「許可」の次に「（第7条の2第1項又は第3項の許可を除く。）」を加える。

第20条各号列記以外の部分中「知事」の次に「（指定管理者による第7条の2第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者）」を加える。

第22条第1項第1号中「第3項（」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、同項第3号中「第2項（」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、「知事の」を削る。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第10条の3関係）

都市公園名	業務
県民公園新港の森	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県民公園太閤山ランド	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第7条の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第7条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工

	<p>作物に対する定型的な許可に係るものに限る。)</p> <p>(4) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務</p> <p>(5) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(6) 第18条第1項の規定による処分に関する業務</p> <p>(7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務</p>
--	--

別表第2中県民公園太閤山ランドの項を次のように改める。

県民公園太閤山ランド	<p>太閤山ランドプール広場</p> <p>太閤山ランドファミリースポーツプラザ</p> <p>太閤山ランドふるさとパレス</p> <p>太閤山ランドテニスコート</p> <p>太閤山ランドスポーツ広場</p> <p>太閤山ランド野外劇場</p> <p>太閤山ランドいきいき広場</p> <p>太閤山ランド駐車場</p>
------------	--

別表第3中

太閤山ランドトリムコース	4月1日から11月30日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（太閤山ランドプール広場の供用日にあつては、午前9時から午後6時まで）
太閤山ランドスカイプロムナード		
太閤山ランドファミリースポーツプラザ	1月4日から12月28日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	
太閤山ランドふるさとパレス		
太閤山ランドテニスコート		

を

太閤山ランドファミリースポーツプラザ	1月4日から12月28日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（太閤山ランドプール広場の供用日にあつては、午前9時から午後6時まで）
太閤山ランドふるさとパレス		
太閤山ランドテニスコート		

に改める。

別表第5の2中「附属設備利用料金」を「有料公園施設の附属設備利用料金」に改め、同表の2を同表の4とし、同表の1中「施設利用料金」を「有料公園施設の施設利用料金」に改め、同表の1の表中

太閤山ランドトリムコース	個人	一般、学生及び高等学校の生徒	1人につき1回	400円
		中学校の生徒及び児童		130円
	団体	一般、学生及び高等学校の生徒		330円
		中学校の生徒及び児童		100円
太閤山ランドスカイプロムナード	一般、学生及び高等学校の生徒		1人につき1回	400円
	中学校の生徒及び児童			130円

を削り、同表の1を同表の3の表とし、同表の3の前に次のように加える。

1 第7条第1項又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第7条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	36円（占有の期間が1月に満たない場合にあつては、39円60銭）

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表第2及び別表第3の改正規定並びに別表第5の改正規定（別表第5の2を別表第5の4とし、別表第5の1を別表第5の3とし、別表第5の3の前に別表第5の1及び別表第5の2を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の富山県立都市公園条例第5条の3第2項において準用する第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第10条の3第2項において準用する第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

議案第 104 号

工事請負契約変更に関する件

令和 5 年 2 月定例県議会において議決を経た主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（2 工区）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	536,800,000円
	変更後	567,883,800円

報告第 3 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 18 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の2の3中「附則第4条の4第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める。

附則第3条の2の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別控除）

第3条の3 令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第2項に規定するところにより算定した県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第36条から第38条まで、附則第2条第1項、附則第3条の2第1項及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（令和7年度分の個人の県民税の特別控除）

第3条の4 令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第2項に規定するところにより算定した県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第36条から第38条まで、附則第2条第1項、附則第3条の2第1項及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第5条の6中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第5条の7、附則第5条の8並びに附則第6条の5第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第9条第1項及び第2項並びに附則第9条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和6年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

専決処分第 19 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和6年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
15	令和 5 年 12 月 19 日に県道新湊庄川線射水市大門地内で発生したデリネータボールの接触による車両の損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 25,300円	令和 6 年 3 月 27 日
16	令和 5 年 12 月 23 日に一般国道 156 号南砺市大崩島地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	南砺市在住 1 名	県が支払う額 367,840円	令和 6 年 3 月 27 日
20	令和 5 年 1 月 28 日に県道笹津安養寺線富山市下大久保地内で発生した照明灯からの落雪による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 145,200円	令和 6 年 4 月 4 日
21	令和 6 年 1 月 8 日に県道立山水橋線中新川郡上市町放土ヶ瀬地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	下新川郡入善町在住 1 名	県が支払う額 16,610円	令和 6 年 4 月 9 日
22	令和 6 年 1 月 24 日に県道砂子谷埴生線小矢部市蓮沼地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 23,496円	令和 6 年 4 月 9 日
23	令和 6 年 1 月 24 日に県道砺波福光線南砺市寺家地内で発生した雪塊の接触による車両の損傷	南砺市在住 1 名	県が支払う額 47,553円	令和 6 年 4 月 9 日
24	令和 6 年 2 月 26 日に県道富山港線富山市栗島町地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 4,785円	令和 6 年 4 月 15 日
30	令和 5 年 12 月 11 日に県道富山高岡線射水市鷺塚地内で発生した道路側溝蓋の接触による車両の損傷	東京都千代田区 三井住友海上火災 保険株式会社 射水市在住 1 名	県が支払う額 434,148円	令和 6 年 4 月 24 日
31	令和 6 年 1 月 30 日に南砺市荒木地内で発生した警察活動中の携帯電話機の損傷	南砺市在住 1 名	県が支払う額 10,000円	令和 6 年 5 月 8 日
38	令和 6 年 1 月 26 日に一般国道 41 号富山市蜷川地内で発生した県が設置した設備からの落雪による車両の損傷	富山市 株式会社ジェスコ 射水市在住 1 名	県が支払う額 133,320円	令和 6 年 5 月 9 日

損害賠償に係る和解に関する件

40	令和6年3月25日に射水市堀岡明神新地内で発生した県営渡船内での転倒による人身の損害	射水市在住1名	県が支払う額 71,242円	令和6年 5月23日

報告第 4 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 6 月 11 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
17	令和5年6月23日に富山市本郷中部地内で発生した県有自動車の交通事故	射水市在住1名	県が受け取る額 301,730円	令和6年 3月29日
25	令和5年6月1日に下新川郡入善町入膳地内で発生した警察車両の交通事故	下新川郡入善町在住1名	県が受け取る額 158,513円	令和6年 4月16日
26	令和5年9月19日に富山市赤江町地内で発生した警察車両の交通事故	氷見市在住1名	県が受け取る額 85,390円	令和6年 4月16日
27	令和5年12月4日に射水市小島地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住1名	県が受け取る額 57,035円	令和6年 4月16日
28	令和6年1月16日に富山市婦中町吉谷地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 702,306円	令和6年 4月16日
29	令和6年2月26日に富山市蜷川地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 有限会社栗原鉄工 富山市在住1名	県が受け取る額 126,005円	令和6年 4月16日
32	令和5年7月13日に高岡市瑞穂町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名 富山市 全国労働者共済生活協同組合連合会 富山推進本部	県が支払う額 6,195円	令和6年 5月9日
33	令和5年7月13日に高岡市瑞穂町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が支払う額 771,423円	令和6年 5月9日
34	令和5年12月29日に富山市高畠町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 公益財団法人富山 県防犯協会	県が支払う額 67,793円	令和6年 5月9日
35	令和6年1月4日に滑川市上島地内で発生した警察車両の交通事故	滑川市在住1名	県が支払う額 486,497円	令和6年 5月9日
36	令和6年1月13日に富山市中田地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住2名	県が支払う額 115,000円	令和6年 5月9日

損害賠償に係る和解に関する件

37	令和6年1月14日に富山市婦中町西本郷地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 株式会社桐谷鉄工	県が支払う額 163,900円	令和6年 5月9日
39	令和6年4月7日に高岡市中川栄町地内で発生した借上車両の交通事故	高岡市在住1名 富山市 公益財団法人富山 県文化振興財団	県が支払う額 33,590円	令和6年 5月17日

報告第5号 令和5年度富山県継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
2	総務費	1 総務管理費	525,525,000	262,763,000	131,382,000	394,145,000	394,145,000	394,145,000	1,145,000	国支出金	393,000,000	
9	警察費	1 警察管理費	859,000,000	267,000,000		267,000,000	224,060,000	224,060,000	60,000		224,000,000	
10	教育費	6 大学費	1,218,368,000	178,872,000		178,872,000	108,147,000	108,147,000			86,000,000	22,147,000
一	一般会計	計	2,602,893,000	708,635,000	131,382,000	840,017,000	113,665,000	726,352,000	1,205,000		703,000,000	22,147,000

令和6年6月11日提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 6 号 令和 5 年度富山県繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	収入特定財源		一般財源
							地方債	その他	
1 議会費	1 議会費	事務局運営事務費	400,000	301,950				301,950	
		職員研修所費	4,740,000	4,740,000				4,740,000	
		プランニング推進費	30,000,000	30,000,000				30,000,000	
	1 総務管理費	庁舎維持管理費	360,600,000	359,087,000		290,000,000	45,655,000	23,432,000	
		富山県民共生センター運営管理費	46,200,000	46,200,000		46,200,000			
		国際交流企画事業費	156,381,000	148,381,000		136,000,000		12,381,000	
		官民連携推進事業費	20,000,000	20,000,000			20,000,000		
		カーボンニュートラル推進事業費	31,000,000	28,800,000		28,800,000			
		並行在来線対策費	178,750,000	178,750,000			178,750,000		
2 総務費	2 企画費	地域交通対策費	180,000,000	180,000,000		180,000,000			
		広域交通対策費	46,000,000	44,141,275		22,000,000	100,000	22,041,275	
		高志の国文学館管理運営費	1,450,000	1,450,000			1,400,000	50,000	
		自然公園等整備事業費	97,617,000	97,617,000		48,087,000	44,100,000	5,430,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国 支出金	地 方債	特 定財 源		そ の他
3 民生費	3 自然保護費	県民公園推進費	51,314,000	51,314,000		46,700,000		4,614,000		
		植物公園管理運営費	37,158,000							
	4 徴税費	県税事務所費	15,065,000	8,515,000		4,000,000	2,125,000	2,390,000		
		賦課徴収事業費	59,191,000	59,191,000				59,191,000		
	5 市町村振興費	地域づくり支援事業費	2,446,000	2,446,000			2,446,000			
		福祉のまちづくり推進費	89,375,000	89,375,000				89,375,000		
	1 社会福祉費	障害福祉管理費	障害福祉管理費	498,665,000	494,499,957		91,500,000		16,768,400	
			障害者就労等支援事業費	5,000,000	5,000,000		3,250,000		1,750,000	
		心身障害児者援護事業費	9,250,000	9,250,000		6,100,000		3,150,000		
		高齢者福祉対策費	556,273,000	556,273,000		236,264,000		219,276,000		
老人福祉施設整備費		526,180,000	407,706,000		135,868,000	67,200,000	203,898,000	740,000		
	介護保険制度費	介護保険制度費	390,977,000	390,636,852			390,636,852			
		要保護児童福祉対策費	625,000	625,000		350,000		275,000		
		子育て支援推進事業費	58,441,000	58,441,000		38,958,000	18,800,000	683,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国支出金	地方債	特定財源	一般財源
		地下水指針推進費	400,000	400,000		400,000			
		環境保全総合推進費	360,246,000	260,228,600		233,400,000		26,828,600	
	6	公害防止費	36,500,000	34,571,000			150,000	20,126,000	
		快速な生活環境づくり推進費							
		地球環境保全推進費	725,598,000	695,598,000					
		廃棄物対策推進費	5,999,000	5,999,000		2,475,000		3,524,000	
		魅力ある技能社会推進事業費	12,000,000	10,943,632		10,943,632			
5	労働費	職業能力開発校整備費	134,660,000	134,468,600		63,000,000		10,991,600	
		人材確保対策事業費	76,000,000	76,000,000					
	3	失業対策費	212,254,000	212,254,000		212,254,000			
		卸売市場指導監督費							
		担い手確保・育成強化事業費	35,200,000	35,200,000		17,600,000		600,000	
		農業改良普及事業推進費	3,115,000	3,115,000		1,557,000		1,558,000	
		経営体育成支援事業費	195,000,000	195,000,000		130,000,000		65,000,000	
		担い手確保・経営強化支援事業費	200,000,000	101,573,000		101,573,000			
1	農業費	水田農業生産振興対策費	122,000,000	122,000,000		60,000,000	12,000,000	50,000,000	

	「富富富」生産振興対策事業	19,333,000	19,333,000		6,000,000		6,000,000		7,333,000
	農業用施設電気料金高騰緊急支援事業費	50,000,000	50,000,000		50,000,000				
	花総合センター運営費	18,652,000	18,652,000				16,000,000		2,652,000
	稼げる！とやまの国産産地支援事業費	20,000,000	20,000,000		20,000,000				
	農業・園芸研究所整備費	8,789,000	8,789,000				6,000,000		2,789,000
2	畜産経営向上対策事業費	6,000,000	6,000,000						6,000,000
	畜産研究所運営費	1,111,000	1,111,000				1,100,000	11,000	
	土地改良区育成指導費	31,900,000	31,900,000		15,950,000				15,950,000
	土地改良施設維持管理費	2,000,000	1,000,000		1,000,000				
	小矢部川ダム管理費	4,727,000	4,727,000				2,000,000	1,065,466	1,661,534
	基幹水利施設保全事業費	60,497,000	43,707,720		18,800,000			19,901,999	5,005,721
	基幹水利施設管理体制整備促進事業費	20,400,000	20,400,000		10,200,000			5,100,000	5,100,000
	県単独農業農村整備事業費	425,000,000	390,868,291				245,000,000	11,000,000	134,868,291
3	県営水利施設整備事業費	1,183,656,000	1,095,006,963		643,627,800		258,000,000	188,480,880	4,898,283
	団体営水利施設整備交付金事業費	57,594,000	54,658,000		42,943,000		11,000,000		715,000
	県営農地整備事業費	7,979,000,000	7,180,756,506		4,295,526,060		1,722,000,000	1,091,604,993	71,625,453

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国支出金	地方債	特定財源	一般財源
		地すべり対策事業費	454,000,000	389,868,826	225,500,000	152,000,000		12,368,826	
		県営農村地域防災減災費	3,327,501,000	2,866,781,663	1,851,751,200	794,000,000	196,891,300	24,139,163	
		団体営農村地域防災減災費	21,570,000	21,570,000	17,238,000	4,000,000		332,000	
		国土調査事業費	43,125,000	41,998,500	27,999,000			13,999,500	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	112,000,000	99,292,200	61,600,000	24,000,000	12,955,420	736,780	
		水と緑の森づくり事業費	2,217,000	2,217,000			2,217,000		
		林業成長産業化推進費	958,860,000	955,078,677	948,510,377			6,568,300	
		造林事業費	341,438,000	341,438,000	193,793,000			147,645,000	
		県単独森林整備事業費	161,542,000	143,381,750		80,000,000	2,000,000	61,381,750	
		県単独林道整備事業費	55,573,000	55,573,000		55,000,000		573,000	
		県営林道整備交付金費	175,100,000	164,850,416	82,375,208	60,000,000	16,475,042	6,000,166	
		山のみち地域づくり交付金事業費	131,100,000	78,173,513	55,103,269	17,000,000	3,869,296	2,200,948	
		県営林道開設交付金費	69,700,000	52,255,825	25,877,913	19,000,000	5,175,583	2,202,329	
		団体営林道改良交付金費	56,600,000	56,149,000	42,191,000			13,958,000	
		6 農林水産業費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		円
		内水面増殖調査研究費	734,000	734,000		700,000		34,000		
	5	水産業費	7,300,000	4,767,360			4,767,360			
		県単独漁港・漁港海岸整備事業費	11,500,000	9,967,592		3,000,000	784,092	6,183,500		
		水産基盤整備事業費	413,000,000	323,681,835		103,000,000	48,552,274	10,288,643		
		漁港・海岸整備交付金費	30,000,000	19,138,100		3,000,000	2,112,435	946,765		
		市町営漁港漁場整備交付金事業費	35,000,000	28,157,850						
		市町営漁港漁場整備事業費	49,000,000	36,959,565		11,000,000		1,319,855		
		漁港海岸整備事業費	60,000,000	46,504,900		20,000,000		3,252,450		
	1	商業費	360,000,000	360,000,000		10,000,000				
		経済交流推進事業費	21,500,000	21,500,000				21,500,000		
		再生可能エネルギー等普及促進事業費	210,000,000	48,500,000				48,500,000		
	2	工鉦業費	409,000,000	344,000,000		344,000,000				
		中小企業振興事業費	5,050,000,000	5,034,811,000		3,484,811,000		1,550,000,000		
		産業技術研究開発センター運営費	23,864,000	23,864,000		17,000,000		6,864,000		

3 観光費	観光振興対策費	11,481,000								11,481,000
	観光キャンペーン事業費	1,398,000,000	1,398,000,000				1,042,000,000			356,000,000
1 土木管理費	建築指導費	9,400,000	9,400,000				4,700,000			4,700,000
	県単独災害防除費	130,000,000	106,655,806					104,000,000		2,655,806
2 道路橋りょう費	県単独雪寒対策施設費	120,000,000	42,515,202	4,251,520				38,000,000		263,682
	県単独雪寒対策施設維持修繕費	320,000,000	208,846,403					109,500,000		99,346,403
	積雪寒冷地道路建設機械整備費	70,000,000	48,857,698				32,571,798	14,000,000		2,285,900
	県単独交通安全施設整備費	288,554,000	185,522,957					135,000,000		50,522,957
	県単独道路維持修繕費	1,542,400,000	1,249,891,017					993,100,000	24,000,000	232,791,017
	道路橋りょう改築費	8,700,000,000	7,174,981,966				3,963,241,820	2,914,000,000		297,740,146
	県単独道路改良費	1,893,860,000	1,457,335,144	120,463,473				1,172,000,000	46,913,891	117,957,780
	道路総合交付金事業費	3,100,000,000	2,226,350,795				1,131,207,686	1,031,000,000		64,143,109
	県単独橋りょう維持修繕費	450,000,000	379,213,302					286,700,000		92,513,302
	県営ダム維持修繕費	40,000,000	28,281,278					4,000,000	17,874,422	6,406,856
	県単独河川維持修繕費	1,430,000,000	1,076,581,478					784,200,000	9,000,000	283,381,478
	県単独河川改良費	120,000,000	46,959,800					38,000,000		8,959,800

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		
		県単独ダム維持管理費	245,000,000	210,131,410		57,000,000	33,224,373	119,907,037		
		都市基盤河川改修事業費	35,000,000	26,809,440				26,809,440		
		河川災害関連事業費	18,976,000	18,976,000	9,488,000	9,000,000		488,000		
		河川総合交付金事業費	2,025,000,000	1,879,832,966	931,324,986	903,000,000	17,183,000	28,324,980		
		河川改修費	3,780,000,000	3,356,464,243	1,176,997,224	1,437,000,000	640,489,201	101,977,818		
		県単独砂防改良費	30,000,000	25,749,685				25,749,685		
		県単独砂防維持修繕費	740,000,000	581,398,471		395,000,000		186,398,471		
		小規模急傾斜地崩壊対策補助金	65,000,000	55,298,543		55,200,000		98,543		
		砂防総合交付金事業費	1,300,000,000	964,496,440	459,943,280	376,000,000		128,553,160		
		砂防関係施設整備費	2,450,000,000	2,004,080,773	1,000,594,806	861,000,000		142,485,967		
		海岸保全事業費	217,000,000	189,101,087	94,550,544	28,000,000		66,550,543		
		海岸環境保全事業費	50,000,000	50,000,000	35,000,000		15,000,000			
		県単独海岸整備事業費	57,000,000	46,379,721				46,379,721		
8 土木費		海岸総合交付金事業費	273,000,000	236,611,912	112,827,306	97,000,000		26,784,606		

	港湾海岸保全事業費	72,000,000	59,850,000		29,925,000			29,925,000
	港湾海岸総合交付金 事業費	110,000,000	101,868,870		49,305,702	47,000,000		5,563,168
	県単独港湾運河維持 修繕費	500,000,000	428,404,432			305,500,000		122,904,432
	港湾施設特別会計繰出金	1,021,000,000	998,500,000			998,500,000		
	県単独港湾改良整備費	47,000,000	37,494,100	14,104,000		8,000,000	893,640	14,496,460
	伏木富山港港湾公害防止 対策費	27,000,000	23,044,508		11,522,254			11,522,254
	港湾総合交付金事業費	494,000,000	340,528,093		144,087,758	172,000,000		24,440,335
	港湾予防保全事業費	350,000,000	254,357,420		104,973,918	133,000,000		16,383,502
	伏木富山港改良整備費	48,000,000	46,469,963		23,234,982	21,000,000		2,234,981
	空港管理費	62,000,000	61,994,000		1,000,000			60,994,000
	県単独空港整備費	115,000,000	106,871,965			5,000,000		101,871,965
	富山空港整備費	38,855,000						
	組合土地区画整理事業費	64,000,000	36,852,500		20,268,875	7,000,000	8,292,000	1,291,625
	市町村都市計画土地区画 整理事業費補助金	13,099,000	1,367,000					1,367,000
	県単独都市計画街路 改良費	178,000,000	104,579,798	32,331,597		54,000,000	9,301,000	8,947,201
	都市計画街路事業推進費	8,000,000	6,700,000	2,610,000			70,000	4,020,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		
5 都市計画費	都市計画基本調査費	都市計画基本調査費	38,984,000	14,743,300					14,743,300	
		都市計画街路総合交付金費	579,600,000	433,727,515	203,616,399	80,000,000	60,572,000		3,184,116	
		街路事業費	2,651,000,000	1,835,767,133	987,687,332	376,000,000	296,854,000		64,315,245	
		県単独都市公園維持費	24,869,000	11,694,907	2,733,000				8,961,907	
		県単独都市公園施設整備	566,800,000	295,580,953		231,200,000			64,380,953	
		都市公園総合交付金費	192,800,000	133,139,190	66,570,000	60,000,000			6,569,190	
		県営住宅維持管理費	50,000,000	25,772,000	2,448,000				23,324,000	
		6 住宅費	公営住宅ストック整備費	97,600,000	19,351,000	4,914,000				14,437,000
			開発指導監督事業費	50,000,000	38,695,000	19,347,000				19,348,000
			安全・安心とやまの住まい耐震化促進事業費	6,475,000	4,200,000	2,100,000				2,100,000
9 警察費	1 警察管理費	交通安全施設費	108,000,000	108,000,000		100,000,000			8,000,000	
		交通安全博物館等整備費	4,986,000	4,986,000		4,900,000			86,000	
		警察管理事務費	4,301,000	4,301,000					4,301,000	
		通信・航空機運用費	26,455,000	26,455,000		19,000,000			7,455,000	

	警察施設補修費	94,971,000	94,971,000		35,658,000	57,200,000		2,113,000
	警察署庁舎建設費	15,000,000	15,000,000					15,000,000
2	警察活動費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
	生徒指導推進費	10,000,000	10,000,000		10,000,000			
	県立学校教育指導研究推進費	63,000,000	63,000,000		63,000,000			
	県立学校教育振興計画推進費	49,839,000	39,556,000					39,556,000
1	教育総務費	54,728,000	54,728,000			49,000,000		5,728,000
	私立学校振興推進事業費	450,000	450,000		450,000			
	公立学校共済宿泊施設維持管理費	5,260,000	5,260,000			5,200,000		60,000
	学校修繕費(全日制)	388,355,000	377,485,000		104,560,000	259,700,000	1,562,000	11,663,000
	県立学校実習事業費	5,286,000	5,286,000					5,286,000
	学校修繕費(定時制)	44,868,000	3,300,000		2,200,000	1,100,000		
4	高等学校費	3,300,000	1,950,000		1,650,000			300,000
	高等学校建設事業費	1,916,855,000	1,291,596,000			1,118,000,000		173,596,000
	運動場等整備費	84,710,000	54,400,800			48,000,000		6,400,800
10	教育費	368,588,000	279,263,753			218,000,000		61,263,753

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		一般財源	
						国支出金	地方債		その他
		特別支援学校運営費	1,300,000	1,013,890	円	円	円	円	363,890
5	特別支援学校費	学校修繕費(特別支援)	134,991,000	94,682,000		80,800,000			8,682,000
		特別支援学校建設事業費	326,382,000	323,238,000		49,236,000	209,000,000		65,002,000
6	大学費	公立大学法人振興事業費	154,920,000	154,920,000		103,280,000	51,000,000		640,000
		青少年教育施設等管理費	32,988,000	22,062,000			21,000,000		1,062,000
		県立文化ホール管理費	100,412,000	90,148,000			77,200,000	12,110,000	838,000
7	社会教育費	文化財保存整備費	10,052,000	10,052,000		3,826,000	4,600,000		1,626,000
		立山博物館管理運営費	27,584,000	27,584,000			27,000,000	584,000	
		富山県美術館管理運営費	11,925,000	11,925,000			11,400,000	385,000	140,000
		水墨美術館管理運営費	17,632,000	3,733,000			3,000,000	733,000	
8	保健体育費	スポーツ活性化推進事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000
		スポーツ施設リース事業費	146,539,000	146,230,780			130,400,000	4,780	15,826,000
		災害農地復旧事業費	2,830,000,000	2,252,646,000		2,252,646,000			
		県営農地災害復旧費	120,000,000	103,265,700		103,265,700			

11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	漁港災害復旧費	1,452,000,000	1,452,000,000		888,000,000	564,000,000			
		県単独漁港災害復旧費	295,000,000	294,343,952			294,300,000		43,952	
	2 公共土木施設 災害復旧費	林道災害復旧事業費	714,265,000	687,624,000		687,624,000				
		治山施設災害復旧事業費	100,000,000	60,810,301		40,559,710	20,000,000		250,591	
		直轄災害復旧事業費 負担金	2,248,792,000	2,079,112,000			2,078,900,000	100,000		112,000
		道路災害復旧費	3,688,700,000	3,688,700,000		1,653,474,058	1,814,100,000			221,125,942
		県単独道路災害復旧費	19,800,000	19,800,000			19,800,000			
		橋りょう災害復旧費	514,300,000	510,513,000		337,168,000	173,300,000			45,000
		河川災害復旧費	7,442,200,000	7,442,200,000		4,110,753,202	3,019,300,000	11,062,900		301,083,898
		県単独河川災害復旧費	18,900,000	18,900,000			18,900,000			
		海岸災害復旧費	200,000,000	200,000,000		133,400,000	66,600,000			
		砂防災害復旧費	855,000,000	755,455,375		337,647,386	293,300,000			124,507,989
		県単独砂防災害復旧費	3,800,000	3,800,000			3,800,000			
		港湾災害復旧費	2,537,400,000	2,527,000,262		1,507,365,000	1,000,800,000	18,300,000		535,262
県単独港湾災害復旧費	10,300,000	10,300,000			10,300,000					
公園災害復旧費	350,500,000	347,801,868		231,984,000	115,800,000			17,868		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国支税金	収入特定財源			一般財源
							地方債	その他		
一	一般会社	計	98,877,115,000	86,478,079,815	474,626,146	42,340,537,680	32,240,400,000	3,692,232,080	7,730,283,909	
2	土木費	県単独公共用地特別先行取得事業費	136,000,000	40,050,535			40,000,000	50,535		
		県単独道路整備公共用地特別先行取得事業費	204,000,000	157,265,375			157,000,000	265,375		
		荷役機械運営費	18,260,000	14,160,000					14,160,000	
		荷役機械建設事業費	96,000,000	95,832,400			95,000,000		832,400	
1	土木費	1 港湾費	243,000,000	197,900,000			99,000,000		98,900,000	
		ふ頭用地災害復旧事業費	1,458,000,000	1,458,000,000		415,000,000	521,500,000		521,500,000	
		上屋災害復旧事業費	9,000,000	9,000,000			4,500,000		4,500,000	
		マリナー・P・B・S災害復旧事業費	747,000,000	747,000,000			373,500,000		373,500,000	
1	臨海工業用地造成事業費	1 臨海工業用地造成事業費	209,318,000	209,188,750			159,300,000	49,888,750		
特	別	会社	3,120,578,000	2,928,397,060		415,000,000	1,449,800,000	50,204,660	1,013,392,400	
合		計	101,997,693,000	89,406,476,875	474,626,146	42,755,537,680	33,690,200,000	3,742,436,740	8,743,676,309	

令和6年6月11日提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 7 号 令和 5 年度富山県事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収特定財源	未収入特定財源	財源	内		訳
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	2 企画費	地域交通対策費	1,727,000	1,727,000	1,727,000		1,727,000				1,727,000		工程の変更が必要となり、対応に不測の日数を要したため
4 衛生費	4 医療費	公的病院等整備費	25,299,000	21,853,000	3,446,000		3,446,000	1,723,000			1,723,000		能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
6 農水産業費	1 農業費	水田農業生産振興対策事業費	310,230,000	310,230,000	310,230,000		310,230,000	310,230,000					能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
6 農水産業費	3 農地費	県営農村地域防災減災事業費	217,264,008	217,264,008	217,264,008		217,264,008	128,533,000	87,000,000		1,731,008		能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
6 農水産業費	3 農地費	国土調査事業費	37,983,000	36,858,000	1,125,000		1,125,000	750,000			375,000		能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
6 農水産業費	4 林業費	林業成長産業化推進事業費	351,649,000	174,502,000	177,147,000		177,147,000	177,147,000					能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
6 農水産業費	5 水産業費	沿岸漁業構造改善事業	165,678,000	37,218,000	128,460,000		128,460,000	107,050,000			21,410,000		能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出 未済額	支出済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	国支出金	地方債		その他
7 商工費	3 観光費	特産品紹介事業費	47,000,000	15,067,917	31,932,083		31,932,083	14,788,176	13,000,000			4,143,907	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため
		道路橋りょう改築費	81,474,664		81,474,664		81,474,664	44,811,065	35,000,000			1,663,599	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため
		県単独道路改良費	21,252,500		21,252,500		21,252,500		17,000,000			2,125,250	2,127,250
8 土木費	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	21,798,100	306,500	21,491,600		21,491,600		14,000,000			7,491,600	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため
		河川総合交付金費	27,665,000		27,665,000		27,665,000		13,832,500	12,000,000		1,832,500	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため
		河川改修費	153,562,200	35,020,000	118,542,200		118,542,200		59,271,100	53,000,000		6,271,100	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため
		港湾海岸保全費	15,231,700	3,400,000	11,831,700		11,831,700		5,915,850	5,000,000		915,850	能登半島地震の影響により、工事の不測の施工に要したため

報告第 8 号

令和 5 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	850,414,000	202,635,000	642,201,400		531,627,800	110,573,600	5,577,600		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		医療機器整備費	817,191,600		814,501,600		799,000,000	15,501,600	2,690,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		病院総合情報システム開発費	10,134,000	3,885,200	4,834,500		4,800,000	34,500	1,414,300		関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			1,677,739,600	206,520,200	1,461,537,500		1,335,427,800	126,109,700	9,681,900		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 病院事業費用	1 医療費用	修繕費	5,225,000		5,225,000			5,225,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	5,225,000		5,225,000			5,225,000			

令和6年6月11日 提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 9 号

令和 5 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道事業	1,104,302,923		1,104,302,923	631,955,291	236,200,000	236,147,632			関係機関との調整に測の日数を要したため
	4 災害復旧費	流域下水道復旧費	431,747,000		431,747,000	250,500,000	181,200,000	47,000			関係機関との調整に測の日数を要したため
		計	1,536,049,923		1,536,049,923	882,455,291	417,400,000	236,194,632			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	委託料	11,037,000		11,037,000			11,037,000			関係機関との調整に測の日数を要したため
		工事請負費	742,436,338		742,436,338			742,436,338			関係機関との調整に測の日数を要したため
	受託事業費	57,338,462		57,338,462				57,338,462			関係機関との調整に測の日数を要したため

1 資本的支出	1 建設改良費	流域 流事	下水道費	6,036,800		6,036,800	3,018,403	1,600,000	1,418,397				関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計			816,848,600		816,848,600	3,018,403	1,600,000	812,230,197				

令和6年6月11日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 10 号

令和 5 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな即資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	66,183,000		66,183,000			66,183,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		発電所老朽化対策事業費	2,154,610,100	394,491,873	1,760,118,227		1,760,000,000	118,227			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	2,220,793,100	394,491,873	1,826,301,227		1,760,000,000	66,301,227			

2 地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな即資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	107,327,000		107,327,000			107,327,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		補償費	2,350,640		2,350,640			2,350,640			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	28,949,743		28,949,743			28,949,743			

		固定資産除却費	2,802,133		2,802,133		2,802,133		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	4 特別損失	その他特別損失	992,158,000	969,260,000	22,898,000		22,000,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費		22,958,594		22,958,594		関係機関との調整に不測の日数を要したため
			発電所老朽化対策事業費	871,081,068	580,821,068	290,260,000		290,000,000	260,000
		計	2,027,627,178	1,550,081,068	477,546,110		312,000,000		165,546,110

令和6年6月11日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 11 号

令和 5 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水供給事業費	771,303,000		771,303,000		128,000,000	643,303,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	106,483,000		106,482,954		28,000,000	78,482,954	46		関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			877,786,000		877,785,954		156,000,000	721,785,954	46		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	98,678,000	23,537,800	75,139,800			75,139,800	400		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	9,258,000		9,257,139			9,257,139	861		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	6,842,000		6,841,892			6,841,892	108		

1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水 供給事業費	249,567,000		249,567,000	106,000,000	143,567,000		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
		固定資産改良費	1,458,000		1,458,000		1,458,000		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため
計			365,803,000	23,537,800	342,263,831	106,000,000	236,263,831	1,369	

令和6年6月11日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 12 号

令和 5 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	富山県西部工業用水道建設	1,676,118,000	373,386,000	1,302,731,600		449,000,000	853,731,600	400		関係機関との調整に測の日数を要したため
		富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業費	3,674,000		3,674,000			3,674,000			関係機関との調整に測の日数を要したため
		利賀川工業用水道建設事業費	2,450,000		2,450,000			2,450,000			関係機関との調整に測の日数を要したため
	2 受託工事費	固定資産改良費	66,408,000		66,407,679		38,000,000	28,407,679	321		関係機関との調整に測の日数を要したため
		受託工事費	10,552,000		10,551,300			10,551,300	700		関係機関との調整に測の日数を要したため
		計	1,759,202,000	373,386,000	1,385,814,579		487,000,000	898,814,579	1,421		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たなごの購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	60,000,000	15,202,200	44,797,136			44,797,136	664		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	42,492,000		42,491,761			42,491,761	239		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	665,000		664,950			664,950	50		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 営業外費用	受託事業費用	190,000		189,589			189,589	411		関係機関との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	富山県西部工業建設部水道事業費	656,559,000	295,300,000	361,259,000		45,000,000	316,259,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	2,173,000		2,173,000			2,173,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			762,079,000	310,502,200	451,575,436		45,000,000	406,575,436	1,364		

令和6年6月11日 提出

富山県知事 新田 八朗